

第 1 章 総合取引約款 新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>第 3 条の 2 (共通番号の届出)</p> <p>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第 19 条 (取引残高報告書等)</p> <p>1～3 (現行通り)</p> <p>4 取引残高報告書をお渡しした後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。</p> <p>5～6 (現行通り)</p>	<p>第 3 条の 2 (共通番号の届出)</p> <p>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第 19 条 (取引残高報告書等)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 取引残高報告書をお渡しした後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。<u>その際、取引残高報告書の記載事項をご確認いただく回答書（兼同意書）を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書（兼同意書）をご返送ください。</u></p> <p>5～6 (省略)</p>

第7章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>第6条 (譲渡の方法)</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第13条 (非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税</p>	<p>第6条 (譲渡の方法)</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第13条 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わ</p>

管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社においてすみやかに特定口座を開設されている場合は特定口座への移管を行うことといたします。

第 18 条 (契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- (1) (現行通り)
- (2) 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座) 帰国届書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- (3) 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- (4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く)
租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- (5) (現行通り)

させていただきます。その後、当社においてすみやかに特定口座を開設されている場合は特定口座への移管を行うことといたします。

第 18 条 (契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- (1) (省略)
- (2) 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- (3) 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- (4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く)
租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- (5) (省略)

第 8 章 未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款 新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>第 9 条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 7 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>2 <u>次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日</u></p> <p>③ <u>2026 年 1 月 1 日</u></p> <p>第 18 条 (未成年者口座及び課税未成年者の廃止)</p> <p>第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>2 <u>次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日</u></p> <p>③ <u>2026 年 1 月 1 日</u></p> <p>第 27 条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>2024 年以後の各年 (その年の <u>1 月 1 日</u> においてお客さまが 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日におい</p>	<p>第 9 条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 7 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(追加)</p> <p>第 18 条 (未成年者口座及び課税未成年者の廃止)</p> <p>第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(追加)</p> <p>第 27 条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>2024 年以後の各年 (その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日におい</p>

てお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第28条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①（現行通り）
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 第18条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項

客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第28条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①（省略）
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

(追加)

- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の

の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日

⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8 第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに同条第3項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日

⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8 第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

第 11 章 外国証券取引口座約款 新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
<p>(配当等の処理)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2～7 (現行どおり)</p> <p>8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第 8 条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 第1号①、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">付 則 (令 8.3.2)</p> <p><u>1 この改正は、令和 12 年 10 月 1 日より施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第 7 条第 8 項（第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号①、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用する。</u></p> </div>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第 8 条 (同 左)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 第1号①、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(新 設)</p>